

大気汚染防止法の一部を改正する法律案参照条文

電気事業法（昭和三十九年法律第一百七十号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十五（略）

十六 電気工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。

2・3（略）

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

（定義）

第二条（略）

2・12（略）

13 この法律において「ガス工作物」とは、ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管、受電設備その他の工作物及びこれらの附属設備であつて、ガス事業の用に供するものをいう。

14（略）

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）

（施設計画の認可、届出等）

第八条 鉱業権者は、その鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設の設置又は変更の工事をしようとするときは、経済産業省令の定めるところにより、その計画につき、あらかじめ鉱山保安監督部長の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2（4）（略）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

附則

（自動車取得税の非課税等）

第三十二条（略）

2（3）（略）

4 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるもの（以下本項において「特定自動車」という。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

5（11）（略）

小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）

（利率及び償還期間）

第五条 都道府県が貸し付ける小規模企業者等設備導入資金は、無利子とし、その償還期間は、八年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条の規定により設置する汚水の処理施設又は騒音を防止するための施設、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設又は同条第六項に規定する一般粉じん発生施設若しくは同条第七項に規定する特定粉じん発生施設から排出され若しくは飛散する粉じんを防止するための施設、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第二項の特定工場等において発生する騒音を防止するための施設、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第二項の特定工場等において発生する振動を防止するための施設、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第三条に規定する悪臭原因物の事業場からの排出を防止するための施設、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設から排出されるダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）の排出を防止するための施設その他公害を防止するための施設であつて政令で定めるものに係る貸付金の償還期間は、十三年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2・3 （略）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）

（定義）

第二条

一～三 （略）

四 特定粉じん（大気汚染防止法第二条第五項に規定する特定粉じんをいう。以下同じ。）を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの（以下「特定

粉じん発生施設」という。)が設置されている工場(第一号に掲げるものを除く。)

五 一般粉じん(大気汚染防止法第二条第五項に規定する一般粉じんをいう。以下同じ。)を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの(以下「一般粉じん発生施設」という。)が設置されている工場(第一号及び前号に掲げるものを除く。)

六・七 (略)